

（遺族年金の額と受けている人の状況）

遺族基礎年金の年金額は、保険料の納付期間や納付額にかかわらず定額で、子どもの人数に応じて加算があります。
一方、遺族厚生年金の年金額は、亡くなった人の厚生年金保険の加入期間やその間の給与・賞与額によって算出されます。
※遺族年金は非課税で、税金はかかりません。 ※給与等の収入があっても、遺族年金は調整されません。

遺族基礎年金の額（平成28年度）

下記の表は、妻または夫、子が受ける場合の遺族基礎年金の額です。 ※子は18歳年度末までの子（障害のある子は20歳到達日まで）

夫または妻が遺族基礎年金を受ける場合の年金額

	遺族基礎年金	加算額	年金額合計	月額
子どもが1人	780,100円	224,500円	1,004,600円	83,716円
子どもが2人	780,100円	449,000円	1,229,100円	102,425円
子どもが3人	780,100円	523,800円	1,303,900円	108,658円

子が遺族基礎年金を受ける場合の年金額

	遺族基礎年金	加算額	年金額合計	月額
子どもが1人	780,100円	—	780,100円	65,008円
子どもが2人	780,100円	224,500円	1,004,600円	83,716円
子どもが3人	780,100円	299,300円	1,079,400円	89,950円

※子が受ける場合は、年金の合計額を子の数で割った額がそれぞれの子に支給される。

遺族年金の受給者の状況

下記の表は、新法(昭和61年4月1日施行の改正後の法律)に基づく遺族年金を受けている人の状況です(旧法に基づく遺族年金の受給者は含まれていません)。

遺族基礎年金

遺族	受給者数
夫	1,929人
妻	79,602人
子	9,210人
計	90,741人

遺族厚生年金

遺族	受給者数	受給者の平均年金月額
夫	71,290人	16,197円
妻	4,517,389人	86,032円
子	18,780人	73,226円
その他	48,056人	26,725円
計	4,655,515人	

出典：厚生労働省
「厚生年金保険・国民年金事業年報」
(平成26年度)

※受給者数は、受給権のうち支給停止になっている人数を除いた人数
※夫に対する遺族基礎年金は平成26年4月以降に妻が死亡した場合から支給対象
※子と孫は、18歳年度末まで、または20歳未満で障害年金1級または2級の状態にある場合
※子に対する遺族基礎年金は、父または母に受給権があるとき、または生計を同じくしている父または母があるときは、その間、支給停止

亡くなった人と遺族の要件

遺族基礎年金と遺族厚生年金を受けるためには、亡くなった人と遺族の要件を満たす必要があります。特に大切な要件は、亡くなった人の保険料納付要件と遺族との生計維持関係です。死亡日の前日時点で亡くなった人の国民年金・厚生年金保険料について、死亡月の前々月までの直近1年間に滞納がないこと、または被保険者期間のうち滞納期間が3分の1未満であること、納付済み・免除・猶予期間が合わせて25年以上あることのいずれかを満たす必要があります。遺族については、死亡時に生計を維持されていた(年収850万円未満など)等の要件があります。その他の要件など遺族年金の相談は、最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターへ。

MEMO

横山 玲子

社会保険労務士

よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表
横山玲子社会保険労務士

事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor

共働きの遺族年金

今月は、子どもがいる共働き夫婦の遺族年金について、基礎知識を解説します。



ねんきん
相談カフェ

答える人

先生

社会保険労務士

聞く人

恭子(42歳)

パート社員
(夫は45歳で共働き、
子どもは中学生)

遺族年金の対象者(基礎知識)

遺族年金は、一家の働き手や年金を受けている人が亡くなった場合に、遺族に支給される年金です。亡くなった人の年金の加入状況や遺族の状況によって「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」のいずれか、または両方が支給されます。

遺族年金の種類

遺族基礎年金と遺族厚生年金

遺族基礎年金の支給対象者

子のある妻または夫、または子

ただし、子に対する遺族基礎年金は、父または母に受給権があるとき、または、生計を同じくする父または母がいるときは支給停止となります。

遺族厚生年金の支給対象者

妻、子、55歳以上の夫・父母・祖父母および孫

夫・父母・祖父母は、55歳から60歳になるまで支給停止となるが、夫が遺族基礎年金を受けられる場合は支給停止になりません。
※子と孫は、生計維持者が死亡したとき、18歳年度末までにあるとき、または20歳未満で障害年金1級または2級の状態にある場合

恭子 今までは夫の扶養に入っていたのですが、10月からの適用拡大で健康保険と厚生年金保険に入りました。
先生 恭子さんの勤務先は、従来の加入基準で社会保険に加入する人が50人以上の会社なんですね。
恭子 はい。会社から選択肢を提示されて、夫と話し合った結果、手取り額への影響も考えて、働く時間を増やす働き方を選択しました。
先生 そうでしたか。年金は老齢だけでなく、障害年金や遺族年金もありますから、万が一の備えにもなりますね。
恭子 えっ？ もし、私が夫より先に死んでしまっても、遺族年金が支給されるのですか？
先生 そうですよ。たとえば、恭子さん

んが今亡くなったとすると、旦那さんに遺族基礎年金、中学生のお子さんに遺族厚生年金が支給されます。
恭子 その遺族年金は、いつまで支給されるのですか？
先生 遺族基礎年金と遺族厚生年金、どちらも、お子さんが18歳の年度末まで。つまり、高校を卒業するまでです。
恭子 もし、私が社会保険に入っていないなかったら、子どもへの遺族厚生年金はなかったのですか？
先生 そういうことになります。社会保険の適用拡大によって、老齢年金を増やすだけでなく、万が一の障害年金や遺族年金も手厚くなります。
※ここでは恭子さんのケースについて説明していますが、実際には個々のケースによって異なる場合があります。